

授業料免除提出書類チェック表

学籍番号	氏 名

入学料免除等 申請

注）令和7年度入学料免除（又は徴収猶予）の申請書類を提出した者は、様式1・様式2・様式3及び、返信用封筒以外の重複する書類は省略できます。上記の「入学料免除等申請」欄にチェックして下さい。

申請区分に✓を記入してください			
区分 学種	一般	社会人 教育支援	現職教員 休業制度
修士 専門職			
博士			
学部			

1. 申請者全員が提出する書類

提 出 書 類	本人✓欄	大学✓欄
授業料免除申請書（様式1）		
家庭状況調書（様式2）		
授業料免除提出書類チェック表（授・様式3）		
住民票（生計を一にする世帯全員分） ※現職教員（休業制度利用者）は不要		
320円切手を貼った返信用封筒（長3封筒） ※学生寄宿舍あては切手不要		

2. 該当する学種・申請区分等により提出を要する書類

学種等	提 出 書 類	本人✓欄	大学✓欄
学校教育学部	学生生活報告書（様式14）		
大学院 修士課程・ 専門職学位 課程	全員	学生生活報告書（様式14）	
	社会人経験者	経歴に関する申立書（様式15）	
	現職教員 (休業制度利用者)	給与等の支給を受けないことを証明する書類（辞令のコピー等）	
博士課程	学業成績認定書（様式4）		
	学生生活報告書（様式14）		
私費外国人留学生	外国人登録証明書のコピー		
	私費外国人留学生学生生活報告書（様式6）		
	経済状況に係る申立書（様式7）		

3. 本人及び同一生計者の状況により提出を要する書類

※現職教員：休業制度利用者において、以下の書類は提出不要

区 分	提 出 書 類	本人✓欄	大学✓欄
給料・賃金，役員報酬，専従者給与を受けている（アルバイト含む） ※該当する本人及び 同一生計者全員分を 提出すること	令和6年以前から継続して職に就いている場合		
	令和6年分の給与所得の源泉徴収票のコピー		
	令和6年1月1日以降に就職・転職した場合		
	給与支払（見込）証明書（様式8）	いずれかひとつ	
	直近3ヶ月分の給与明細		
	令和6年1月1日以降に退職した場合		
	退職の事実がわかる証明書 （例：雇用保険受給資格者証 など）	いずれかひとつ	
	退職（予定）証明書		
	退職金支給（予定）証明書 等	いずれかひとつ	
	退職金無支給証明書		

裏面に続く→

区 分	提 出 書 類		本人✓欄	大学✓欄
独立生計者 ※右記書類の全てを提出すること ※社会人教員支援での申請者は提出不要	独立生計申立書（様式13）			
	本人（及び配偶者）の所得証明書			
	健康保険証のコピー（本人（及び配偶者）が被保険者であるもの）			
	所得税法上、父母等の扶養親族でないことが確認できる書類（例：父母等の源泉徴収票のコピー，確定申告書のコピー 等）			
年金・恩給（個人・企業・遺族年金を含む）を受けている	最新の年金証書のコピー			
失業給付金を受けている	雇用保険受給資格者証のコピー（第1面～第4面）			
児童手当・児童扶養手当等を受けている	支給通知書 または 手当証書 または 認定通知書 等のコピー			
生活扶助を受けている	生活保護決定（変更）通知書のコピー			
商業・工業・自営業・農業・林業・漁業・外交員・不動産・利子・配当等がある	最新分の所得税確定申告書 と 収支明細書のコピー	いずれかひとつ		
	最新分の市・県民税申告書のコピー			
臨時所得（保険金・資産譲渡所得等）がある	支払金額及び支払年月日が記載された書類のコピー			
無職者がいる	無職（無収入）の申立書（様式9）	いずれも提出必要		
	最新分の所得証明書			
高校生以上の就学者がいる（申請者本人を除く）	在学及び授業料免除状況証明書（様式11） （国立大学以外は，在籍学校の定める在学証明書でも可，現在受験中の場合は決定次第，合格通知及び入学金支払いの確認できる書類のコピー）			
母子・父子世帯である	母子・父子世帯申立書（様式12）			
障害者がいる	身体障害者手帳等のコピー			
長期療養者がいる	長期療養者に係る支出状況報告書（様式10）	いずれも提出必要		
	医師の診断書（病名・療養の期間（6ヶ月以上）が明記）			
	医療費の領収書，納付金等の証明書のコピー（直近6ヶ月分）			
主たる家計支持者が別居	居住費，光熱水費の領収書のコピー（直近6ヶ月分）			
火災・風水害・盗難の被害を受けた世帯（申請日前年の1月以降）	罹災証明書	提出必要		
	最低限の資材購入費，修理費の領収書のコピー	該当する場合は提出		
	損害保険金等支払証明書			
	損害控除に係る確定申告書のコピー			
主たる家計支持者が死亡	死亡診断書のコピー または 埋葬許可書のコピー	いずれも提出必要		
	生命保険金，退職金，遺族年金等の支払金額を明らかにする書類			